



Title	文法的カテゴリーとしての英語の時制
Author(s)	大竹, 政美
Citation	教授学の探究, 4, 9-17
Issue Date	1986-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/13530
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_p9-17.pdf



文法的カテゴリーとしての英語の時制

大 竹 政 美

(北海道大学大学院教育学研究科博士課程1年)

1. 時間とその言語的表現

「時間」を、言語学で扱いうるかぎりでは扱おうとすれば、「人間の言語がその体系のうえで、時間とどうかかわりあっているか」ということ、いいかえれば、「言語的表現として、どのような時間の反映があるか」ということを考察することになるだろう¹⁾。

時間は、物質の運動の「外的な枠組」として、「物質から離れて別に」存在するものではなくて、「運動する物質自身にぞくする一つの根本的なありかた」としての「『継起性』の連関」、すなわち、「『より先』と『より後』という連関」である²⁾。

事態 (situation) の時間との関係を示す方法は、基本的には2つある。1つは、事態の「時間の内部構成」(internal temporal constituency) の把握の仕方を問題にするものである。たとえば、英語の 'John sang' と 'John was singing' とを比較してみよう³⁾。前者は、「指示されている事態 [この場合、ジョンが歌を歌うこと] の総体を、その時間的內部構成に言及することなしに提示している。事態の全体が、単一の分析不可能な全体として、始まり、最中、終わりが1つに丸められて、提示されているのである。この事態をさまざまな個々の局面 (phase) に分割しようとする試みはなされていない」。他方、後者は、「事態の時間的內部構成に明示的に言及している。」この例では、ジョンが歌を歌うことの最中の部分に言及がなされているが、その事態の「始まりや終わりには明示的な言及がない」⁴⁾。このように、事態の時間的內部構成の把握の仕方を表現する文法的形式の体系が、「相」(aspect) である⁵⁾。

事態の時間との関係を示すもう1つの方法は、事態を時間のうちで位置づけるというものである。これは、必然的に、何らかの指定された時点との関係で行わざるをえない。この、何らかの指定された時点との関係での時間的位置づけという概念は、「時制」(tense) という文法的カテゴリーにとって本質的なものである⁶⁾。

このように、相と時制は、両方とも時間にかかわるが、時間とのかかわり方はたいへん異なっている。相は「事態内的な時間」(situation-internal time) にかかわるのに対して、時制は「事態外的な時間」(situation-external time) にかかわる、とでもいうことができよう⁷⁾。

時間のうちでの位置づけのための表現の総体は、「時間のうちでの位置づけを確定する際に[その言語の] 語彙目録 (lexicon) と文法とに割り当てられる相対的な重要性」の点から、次の3つに分類することができる。第1の集合は、時間のうちでの位置づけを表現する「語彙項目」(lexical item) の集合であって、英語では、'now', 'today', 'yesterday' のような項目を含む。第2の集合は「語彙的に合成的な表現」(lexically composite expression) から成るものである。この部類に属する表現の意味は、その表現を構成する個々の語彙項目の意味を合成することによって算定される。英語では、'five minutes after John left', '10⁻⁴⁵ seconds after the Big Bang', 'last year' などがこれに属する⁸⁾。このように、人間の言語(の多く)が、日

本語の「今日」「明日」「去年」「来年」などに当たる語彙項目や語彙的に合成的な表現を持っているという事実は、言語の時間とのかかわりあいとはいっても、いわば、「言語による時間の表出の、工具の問題ではあっても、手順の問題ではない。」⁹⁾

もっと興味ぶかいのは、人間の言語が、その文法のうえで、「時間をどうとらえており、言語的表出のうえに、それをどう体系化しているか」という問題であろう¹⁰⁾。すなわち、第3の集合は、「文法化された表現」(grammaticalized expression)の集合である。この部類に属する表現は、3種類の表現の中で最も感度が低い。ここで用いられている「文法化」(grammaticalization)という用語は、「ある言語の文法体系への統合」のことを指している。時制は、時間のうちでの位置づけを表現する文法的形式の体系である¹¹⁾。

「時制」は、「時間」とは厳密に区別しなければならない。時間は、「物質の運動における継起性の連関」であって、「空間」とともに、「物質のどんな運動形態にとっても不可欠な」運動する物質の普遍的な存在形式である¹²⁾。したがって、時間は、人間の「言語から独立に存在する。」¹³⁾ それに対して、ある言語が時制を持っているかどうかという問題は、「文法的な分析」に基づいてしか、決着をつけることができない。中国語やマライ語のような言語が時制を持たないといわれる時に通例意味されていることは、これらの言語が、「文の構造のどんな体系的変化」によっても、事態の時間的位置づけを「義務的」に表現するわけではない、ということである¹⁴⁾。「時制」というカテゴリーは、時間関係と、これらが体系的な文法的対立によって表現されるかぎりにおいて、かかわる」のである¹⁵⁾。Jespersen (1933)によれば、時制は、「時間関係の、これらが動詞の形式で示されるかぎりでの、言語的表現」である¹⁶⁾。

2. 英語の動詞と動詞句

2.1 英語の動詞の屈折

英語の動詞の諸形式は、「時制形式」(tensed form)と「非時制形式」(non-tensed form)という2つの主要な部分集合に区別される¹⁷⁾。

一般に、時制の体系における第一義的な意味上の対立がかかわるのは、時間のうちでの位置づけ、特に「発話時(the time of speaking)に相対的な」位置づけである。たとえば、'He took the bus to work'では、事態は「過去」(past)、すなわち、「発話時に先行する期間」に位置づけられているのに対して、'He takes the bus to work'では、(少なくとも最も顕著な解釈では)事態は「現在」(present)、すなわち、「発話時を含む[任意の長さの]期間」に位置づけられている¹⁸⁾。「形態論」的には、英語の動詞には「過去形」(past form)と「現在形」(present form)はあるが、「未来形」(future form)はないのである¹⁹⁾。このように、「動詞の屈折のカテゴリー」(inflectional category of the verb)としての時制²⁰⁾は、英語では、「過去」と「現在」という2つの項(term)から成る体系である²¹⁾。

英語の動詞の時制形式とは、「時制の屈折の体系における2つの項のうちの1つに属する形式」であって、'He took the bus to work'対'He takes the bus to work'におけるように、「時制の対立の中に入り込む」。他方、非時制形式は、「この種の屈折の対立の中には入り込まない。」²²⁾

英語の動詞には、次のように、6つの異なった屈折形式がある。

動詞	時 制			非 時 制		
	過 去	現 在		原 形	-ing形	過去分詞
		3人称単数	そ の 他			
take	took	takes	take	take	taking	taken
want	wanted	wants	want	want	wanting	wanted
find	found	finds	find	find	finding	found
put	put	puts	put	put	putting	put

現在時制では、動詞は‘He lives in Sydney’対‘I/you/we/they live in Sydney’におけるように、「3人称単数」対「その他一般」というふうに主語と一致する。ただし、動詞 be には、「特別の人称-数形式」がある。過去時制形式(past tense form)は、単一ではなくて、‘was’(1・3人称単数)対‘were’(複数, 2人称)という対立を成している。3人称単数以外の現在時制形式(present tense form)も単一ではなく、現在時制形式は、‘am’(1人称単数)対‘is’(3人称単数)対‘are’(複数, 2人称)という対立を成している。‘was’対‘were’という対立と‘am’対‘are’という対立は、純粹に「人称-数の一致」の問題であるから、この「一致の屈折」は、be 以外の動詞に一般化されはしない。しかし、‘am’や‘are’と‘be’との対立は、純粹に「一致」の問題ではない。たとえば、‘The Smiths are on the committee’と‘[He arranged] for the Smiths to be on the committee’とを比較されたい。したがって、be 以外のすべての動詞については、「形態論」的には、3人称単数以外の現在時制形式は原形とまったく同一ではあるけれども、これら2つの形式の間の屈折の区別を保持するのである²³⁾。

2. 2 単語形式と語彙素

「単語形式」(word-form)と「語彙素」(lexeme)とを、「単語」(word)との関係で区別しておこう。たとえば、‘took’と‘takes’は、異なった単語であろうか、それとも同一の単語であろうか。発音やつづり、意味が違うことを理由として、これらは異なった単語である、とすることは可能である。しかし、伝統的には、これらは「同一の単語の異なった形式」であるといわれている。「単語」という用語は、このような2つの異なった意味を持っている²⁴⁾。前者の意味での「単語」は、/tuk/や/teiks/のような音韻論的な単位が、あるいは、‘took’や‘takes’のような正書法の単位が、表示する文法的単位、すなわち、「単語形式」のことを指している。それに対して、後者の意味での「単語」は、「文の生成にかかわる統語規則に従って、異なった屈折『形式』で現れる、より『抽象的な』単位」、すなわち、「語彙素」のことを指している²⁵⁾。単語形式と語彙素との区別は、表記法の上でも行うことにする。本稿でこれ以後採用する表記法は、単語形式は「イタリック体」で書き、語彙素は「スモールキャピタル」で書く、というものである²⁶⁾。こうして、「took と takes は、同一の語彙素 TAKE の異なった単語形式である」と書くことができる。

もっと特定して言えば、took と takes はそれぞれ、動詞語彙素 TAKE の「過去時制」形式と「3人称単数現在時制」形式である。こうして、これらの単語形式はどちらも、語彙素と「屈折特性」(inflectional property)という2つの成分に分析される。屈折特性は、「文法の形態部門と

統語部門の両方に関係がある」という意味で、「形態統語的」(morphosyntactic)である。形態論は、「ある屈折[特性]を具えている時に語彙素がとる形式」を指定する規則を含むものであるのに対して、統語論は、「語彙素がある屈折[特性]を具えてもよい、あるいは具えなければならぬ条件」を指定する規則を含むものである。たとえば、動詞 SEE の「過去分詞」は *seen* であるということは形態論的な事実であるのに対して、*He was seen by the caretaker* におけるように、「受動」構文では過去分詞が要求されるということは統語論的な事実である。動詞における過去時制の屈折のように、「屈折が統語的に[一意的に]決定されない」場合には、その屈折は「意味を伝達する」。こういう場合、「その屈折がどんな語彙素と結合されていても、意味は、普通は一定であるものである。*took, wrote, sang, saw, wanted* などにおいて、過去時制の屈折は同一の意味を持っているのである。」²⁷⁾

2. 3 動詞の「迂言」形式

will take, have taken, are taking, were taken, will have been taken などのような、いわゆる「迂言」形式 (periphrastic form) は、伝統的には、(*will take* は「未来形」、*have taken* は「完了形」、などというように) 動詞語彙素 TAKE の諸形式であると分析されている。しかし、*have taken* のような形式は、*took* のような形式とは区別される。「統語的な構成素構造」を、後者は持っていないが、前者は持っているのである。*took* という形式は、TAKE の語彙語幹 (lexical stem) から「屈折形態論の規則」によって派生されるものであるのに対して、*have taken* という形式はそのようなものではない。完了は「助動詞 HAVE+過去分詞」によって形成される、と述べるのは、「統語論の規則」である。この理由のために、*have taken* は語彙素 TAKE の一形式とはみなされない。これは、助動詞 HAVE の一形式と動詞 TAKE の一形式から成る「動詞句」(verb phrase) なのである。語彙素の形式はすべて、1 語のものとする²⁸⁾。

2. 4 動詞句の諸カテゴリー

「動詞句」という名称は、「その内部で、主要な、そして実は義務的な機能を持っている単語の部類」、すなわち、「動詞」にちなんでいる。動詞句は、次のように、それ自身1つの動詞句として単独で現れるか、4個までの助動詞をその前に従えるかする、1個の動詞から成る。

	助	動	詞	動 詞
The ship				<i>sank</i>
			<i>was</i>	<i>sinking</i>
		<i>has</i>	<i>been</i>	<i>sunk</i>
	<i>must</i>	<i>have</i>	<i>been</i>	<i>sinking</i>
	<i>may</i>	<i>have</i>	<i>been</i>	<i>sunk</i>
		<i>being</i>	<i>sunk</i>	

この表からわかるように、動詞句の「義務的な」要素 (obligatory element) は動詞であり、「随意的な」要素 (optional element) は助動詞である。上の表の第1の動詞句のように、1個の単語から成る動詞句を「単純動詞句」(simple verb phrase) といい、第2~第4の動詞句のように、2個以上の単語から成る動詞句を「複合動詞句」(complex verb phrase) という²⁹⁾。

動詞句における助動詞の位置としては、次の4つが区別される³⁰⁾。

助 動 詞				動 詞
法	完 了	進 行	受 身	
CAN	HAVE	BE	BE	TAKE
MAY				etc.
MUST				
WILL				
⋮				
⋮				

CAN, MAY, MUST などの法助動詞 (modal auxiliary) は、互いに「パラディグマティックな対立」(paradigmatic contrast) の関係にあって、法助動詞の位置は1つしかない。法助動詞の次に来る位置では、非時制形式の1つである原形が要求される(例. *He may be ill*)のだが、法助動詞自身は、非時制形式を持っていない。したがって、**Soon he will can swim*, **I may shall regret it* のように、単一の動詞句の内部で、法助動詞が連続することはないのである³¹⁾。

上の表に示された4種類の助動詞はどれも随意的であるから、法助動詞の選択の違いを無視すれば、 $2^4=16$ 通りの組み合わせが可能である。これらの組み合わせを、法助動詞の代表を MAY として、例示してみよう。

助 動 詞					動 詞
法	完 了	進 行	受 身		
i					<i>takes</i>
ii				<i>is</i>	<i>taken</i>
iii		<i>is</i>			<i>taking</i>
iv		<i>is</i>	<i>being</i>		<i>taken</i>
v		<i>has</i>			<i>taken</i>
vi		<i>has</i>		<i>been</i>	<i>taken</i>
vii		<i>has</i>	<i>been</i>		<i>taking</i>
viii		<i>has</i>	<i>been</i>	<i>being</i>	<i>taken</i>
ix	<i>may</i>				<i>take</i>
x	<i>may</i>			<i>be</i>	<i>taken</i>
xi	<i>may</i>		<i>be</i>		<i>taking</i>
xii	<i>may</i>		<i>be</i>	<i>being</i>	<i>taken</i>
xiii	<i>may</i>	<i>have</i>			<i>taken</i>
xiv	<i>may</i>	<i>have</i>		<i>been</i>	<i>taken</i>
xv	<i>may</i>	<i>have</i>	<i>been</i>		<i>taking</i>
xvi	<i>may</i>	<i>have</i>	<i>been</i>	<i>being</i>	<i>taken</i>

「助動詞の相対的な順序は、厳格に固定されている」。たとえば、完了の助動詞と進行の助動詞が結合する場合、前者が後者の前に来なければならない。得られる動詞句は、*has been taking* であって、**is having taken* ではない³²⁾。

動詞句の構造を支配している1つの重要な原理は、それぞれの助動詞が、「その次に来る」要素の屈折形式を決定している、というものである。個々の助動詞について、規則を定式化すると、次のようになる。

助動詞	次に来る要素 の屈折形式
法	原形
完了	過去分詞
進行	-ing形
受身	過去分詞

これらの規則は、動詞句の、最初の要素以外のそれぞれの要素の屈折形式を決定する。ところで、動詞句の最初の要素は、時制の屈折を受ける。上の例示では、最初の要素は、(i)では *takes*, (ii-iv)では *is*, (v-viii)では *has*, (ix-xvi)では *may* というように、すべての動詞句において、現在時制形式で現れている。これらの形式はそれぞれ、対応する過去時制形式 *took*, *was*, *had*, *might* を持っている。この、時制の屈折の対立を考慮に入れると、可能な組み合わせの数は、 $2^4=16$ から $2^5=32$ になる。「時制の選択は、1つの動詞句についてただ1つしかなく、最初の〔要素〕の屈折によって決定される」から、「時制の対立を、助動詞の選択に関する対立と一っしょに、動詞句のレベルで扱うことができる。」こうして、動詞句について、5次元の対立が認められ、これらの次元のそれぞれから、次のような文法的カテゴリーが得られる³³⁾。

文法的 カテゴリー	項	動詞句の対応する構造的 特性
時制	i	過去：最初の要素が過去時制の屈折を受けている
	ii	現在：最初の要素が現在時制の屈折を受けている
分析的 法	i	法的：法助動詞を含んでいる；その次の要素が原形である
	ii	非法的：〔無標：法助動詞なし〕
完了相 ³⁴⁾	i	完了：助動詞 HAVE を含んでいる；その次の要素が過去分詞である
	ii	非完了：〔無標：完了の助動詞なし〕
進行相	i	進行：助動詞 BE を含んでいる；その次の要素が-ing形である
	ii	非進行：〔無標：進行の助動詞なし〕
態	i	受動：助動詞 BE を含んでいる；その次の要素が過去分詞である
	ii	能動：〔無標：受身の助動詞なし〕

3. 「未来」時制の認定をめぐって

英語の時制体系は、本稿の2.4の分析によれば、「過去」対「現在」という2つの項から成る体系であるが、伝統文法の分析によれば、「過去」対「現在」対「未来」（例、*took* 対 *takes* 対 *will take*）という3つの項から成る体系である。伝統文法は、*will* と原形との結合を「未来」時制と認定するのである。しかし、WILL は、「時制の助動詞」ではなくて、1つの法助動詞と分析するのが適切である³⁵⁾。

形態論的には、「WILL は、時制の屈折とパラディグマティックな対立の関係にあるというよりはむしろ、時制の屈折のどちらとでも結合するのである。」*would take* と *will take* との対立に相当するのは、過去時制の動詞句 *could take* と現在時制の動詞句 *can take* との対立であって、このことは、次のような例からわかる。

- { i Last time no one could/would help me
- { ii This time no one can/will help me
- { i I thought it could/would be done
- { ii. I think it can/will be done

こうして、*could* と *can* が CAN の過去形と現在形であるように、*would* と *will* は WILL の過去形と現在形と分析される。WILL は、時制の要素と同類ではないのである³⁶⁾。

今度は、次のように、未来時への指示がある場合の WILL の用法を、意味論的に考察してみよう。

He will be seventy tomorrow

このように、事態の時が未来である場合には、現在時制の非法的な (non-modal) 動詞句を用いることもできるから、上の節は、*He is seventy tomorrow* と対立している。こうして、「*is* は *will be* と、現在時と未来時の両方について対立する。

	現 在 時	未 来 時
-will	i <i>He is seventy now</i>	ii <i>He is seventy tomorrow</i>
+will	iii <i>He will be seventy now</i>	iv <i>He will be seventy tomorrow</i>

そうすると明らかに、*is* と *will be* との意味的な違いは、『現在時』対『未来時』という問題ではない。しかしながら、このことは、時間が無関係であるということを暗示するものではない。というのは、*is* と *will be* との関係は、未来時について、現在時についてと全く同じというわけではないからである。」最も明白な違いは、「現在時については、*will* を伴わない形式の方が、*will* を伴う形式よりもずっと頻繁に現れるのに対して、未来時については、その逆が真相である、ということである。」「未来時を表すのに 現在時制の非法的な [動詞句] を用いるためには、相当強い語用論的な条件が必要である」から、たとえば、上の(ii)と(iv)とは、等しく普通で容認可能(acceptable)であるのに対して、*She'll soon forget she ever knew me* と *She soon forgets she ever knew me* とは、そうではない。このように、*is* と現在時との間、*will be* と未来時との間には、何らかの意義深い相関関係がある。この相関関係は、「法性(modality)と時間との固有な関連を反映するもの」と見ることができる。「物事の本姓からして、われわれは未来について、現在あるいは過去についてと同じ程度の確信をもって語ることは、一般にはできないから、未来についての法的に限定されていない断定(assertion)を行うことが適切なのは、きわめて特別な条件の下においてのみである。」このことは、「WILL が未来時について用いられる場合でさえも、たとえ、現在時あるいは過去時について用いられる場合ほど明らかではないのは確実であるとしても、WILL の意味には、法性の要素が潜んでいる」ということを暗示している。このことがその通りであることは、さらに、次のような、時間表現の部類に属するものを含む、ある種の従属節を考察すると、明らかになる。

When you feel better, [get in touch with me.]

事態の時は未来であるが、ここでは *will* を用いない。

When you will feel better, get in touch with me.

とすると、全く非英語的になる。上の元の文を発話する際に、話し手は、「あなた」が未来のある時にはもっと気分がよくなっていると「断定」(assert)しているわけではない。ここで問題になっているのは、「あなた」の気分がもっとよくなっているということの、「事実性」(factuality)

ではなくて、全く「時間」なのであるから、「法的な限定は場違い」であろうし、*will* は、*may* や *must* と同様に、ここでは容認可能ではない。このように、意味論的な観点から言っても、*WILL* を、「法性」に對置された「未来時」を表現するものとして、*CAN*, *MAY*, *MUST* のような法助動詞とは別の扱いをすることは適切ではないのである³⁷⁾。

結局、*will* の未来的意味を最も適切に特徴づけることばは「予測」(prediction)であるが、これは「話し手の判断」を伴うものである。*will* 構文は、「中立の」未来あるいは「無色の」未来に最も近いものを表現しているけれども、これを過去時制・現在時制と同格の「未来時制」と記述してはならない³⁸⁾。

<注>

- 1) 橋本萬太郎『現代博言学』, 大修館書店, 1981年, pp. 69-70.
- 2) 岩崎允胤・宮原将平『現代自然科学と唯物弁証法』, 大月書店, 1972年, pp. 101, 97.
- 3) Bernard Comrie, *Tense* (Cambridge: Cambridge University Press, 1985), p. 6.
- 4) Bernard comrie, *Aspect* (Cambridge: Cambridge University Press, 1976), pp. 3-4.
- 5) Comrie (1985: 6).
- 6) Comrie (1985: 6).
- 7) Comrie (1976: 5).
- 8) Comrie (1985: 8).
- 9) 橋本 (1981: 70-71).
- 10) 橋本 (1981: 71).
- 11) Comrie (1985: 8, 10, 9).
- 12) 岩崎・宮原 (1972: 98, 101).
- 13) Otto Jespersen, *Essentials of English Grammar* (London: George Allen & Unwin, 1933), p. 230.
- 14) John Lyons, *Semantics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1977), II, 678-679.
- 15) John Lyons, *Introduction to Theoretical Linguistics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1968), p. 304.
- 16) Jespersen (1933: 230).
- 17) Rodney Huddleston, *Introduction to the Grammar of English* (Cambridge: Cambridge University Press, 1984), p. 84.
- 18) Huddleston (1984: 80-81).
- 19) Randolph Quirk, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, & Jan Svartrik, *A Comprehensive Grammar of the English Language* (London: Longman, 1985), p. 176.
- 20) Lyons (1977: 678).
- 21) Huddleston (1984: 80).
- 22) Huddleston (1984: 84).
- 23) Huddleston (1984: 83, 124, 126, 134, 85, 125).
- 24) Huddleston (1984: 1).
- 25) Lyons (1968: 197).
- 26) F. R. Palmer, *The English Verb* (London: Longman, 1974), p. 10.
- 27) Huddleston (1984: 2, 26, 31).
- 28) Huddleston (1984: 101-102).
- 29) Quirk et al. (1985: 60, 62, 61, 151).

- 30) Huddleston (1984: 128–129).
- 31) Huddleston (1984: 129, 126).
- 32) Huddleston (1984: 130).
- 33) Huddleston (1984: 130–132).
- 34) 本稿の1.におけるような、「事態の時間的内部構成の把握の仕方」を表現する文法的形式の体系という相の一般的規定によれば、英語の「完了相」が1つの相であるかどうかは疑わしい。かといって、それは、2.1で述べたような、「発話時に相対的な」位置づけを表現する文法的形式の体系としての時制でもない。(Comrie (1976: 6)) 2.4では、時制と相との主要な違いは、時制が発話時との関係を伴うという意味で「話者基準的な」カテゴリー(deictic category)であるのに対して、相が「話者基準的でない」(non-deictic), ということである。(Lyons (1977: 705))
- 35) Huddleston (1984: 133).
- 36) Huddleston (1984: 133).
- 37) Huddleston (1984: 172–173, 174).
- 38) Geoffrey N. Leech, *Meaning and the English Verb* (London: Longman, 1971), p. 52.